

法学セミナー 行政法

職務質問の意義・要件

S・Aとリンク!!
TOPのS・A[8]、
TOP・MPDのS・A[10]を
一緒に勉強しよう！



警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由のある者又は既に行われた犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知っていると認められる者を停止させて質問することができる（警職法2条1項）。

職務質問の意義・目的

1 意義

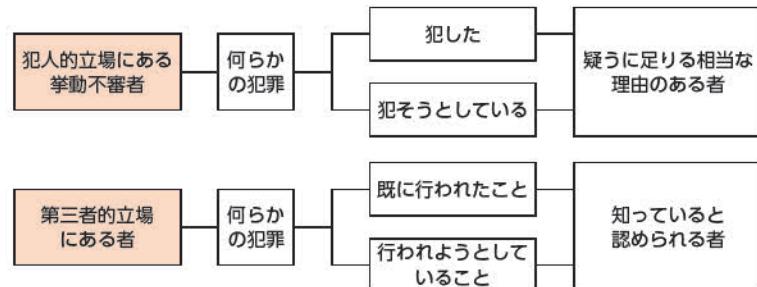
職務質問とは、警察官が、何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしているとの疑いのある者（犯人的立場にある挙動不審者）、又はそれらについて知っていると認められる者（第三者的立場にある者）を、停止させて質問することをいう。

2 目的

警察手段の適切な行使により、犯罪を未然に防ぎ、あるいは犯罪捜査の端緒を得てその検挙を進め、警察の責務である公共の安全と秩序の維持を達成することにある。

職務質問の要件

犯人的立場にある挙動不審者又は第三者的立場にある者が、職務質問の対象となる。



1 犯人的立場にある挙動不審者

異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、又は犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由のある者をいう。

(1) 異常な挙動その他周囲の事情

- ア 異常な —— 普通ではなく（又は正常ではなく）、**どこか変わったところ**がある様子
- イ 挙動 —— 言動、表情、年齢、性別、動作、態度、服装、身なり、携帯品等
- ウ 周囲の事情 —— 天候、時間、場所、人及び物等、取り巻く環境。警察官の持つ個別の知識及び情報も含まれる。

(2) 合理的に判断

職務を行う警察官の個人の主観的な考え方や判断ではなく、**客観的**に見て、社会通念上、合理的と見られる判断をしなければならない。

合理的に判断する場合

- 相手の挙動自体から不審があると判断する場合
- 挙動自体の異常性が低くても、周囲の客観的な事情と相まって挙動を不審と認める場合
- 周囲の事情から不審者と認める場合（例えば、指名手配の犯人に酷似した人物を認めたような場合）



(3) 何らかの犯罪

- ア 「犯罪」とは、**刑罰法令に触れる行為**をいう。犯罪構成要件に該当すれば、違法性が推定されるため、違法性阻却事由の存在が明白な特段の事情がある場合を除いて、通常は**犯罪構成要件**に該当すれば足りると解されている。
- イ 「何らかの犯罪」と規定されている趣旨は、一応何らかの犯罪に当たるものであれば、具体的な犯罪事実が**特定されている必要はない**ということであり、罪種が特定されている必要はない。



「何らかの犯罪」ではなく、現に罪を行い終った者等に対しても、職務質問を先行することができるよ。理由は、対象者から罪を犯した背景事情や動機等を聴取することにより、**嫌疑、違法性、責任、検挙の必要性**等が明らかになる場合もあるからだよ。

解 答

甲男は**わいせつ目的誘拐罪及び監禁罪**の刑責を負い、
両者の関係は**併合罪**となる。



営利、わいせつ、結婚又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、1年以上10年以下の懲役に処する(刑法225条)。

不法に人を逮捕し、又は監禁した者は、3月以上7年以下の懲役に処する(刑法220条)。

わいせつ目的拐取罪**1 意義、目的**

わいせつ目的で、人を略取し、又は誘拐することで成立する罪です。わいせつ目的を有することが必要であるとされ(**目的犯**)、わいせつ目的とは、**被拐取者の性的自由を侵害する目的**をいいます。



甲男は、A子に対しわいせつな行為を行う目的を内心に持ており、わいせつ目的があるといえるね。

**2 客 体**

成年者・未成年者、男女のいずれも客体となります。未成年者をわいせつ目的で拐取した場合、**わいせつ目的**拐取罪のみが成立し、**未成年者**拐取罪はそれに吸收されます。

3 行 為

略取及び**誘拐(拐取)**です。略取とは、**暴行・脅迫**を手段として、不法に他人をその生活環境から離脱させ、自己又は第三者の事実的支配下に置くことをいいます。誘拐とは、**欺罔・誘惑**を手段として、不法に他人をその生活環境から離脱させ、自己又は第三者の事実的支配下に置くことをいいます。

4 未遂(着手)と既遂**(1) 未遂(着手)**

実行の着手は、わいせつ目的に基づいて**略取・誘拐の手段**を開始した時点で認められます。略取・誘拐後における**わいせつ行為**を開始した時点ではありません。

(2) 既 遂

略取・誘拐行為によって被拐取者を自己又は第三者の**事実的支配下**に置いた時に既遂となります。**わいせつ目的**を達することができなかった時も既遂となります。



甲男は、自己の車両にA子を乗せ、事実的支配下に置いたといえることから、わいせつ目的を達してなくても既遂となるね。

**監禁罪****1 意義、保護法益**

不法に人を監禁することを内容とする犯罪です。保護法益は、**人の身体の場所的移動の自由**であり、裁判例は、この移動の自由を**可能的自由**、すなわち、仮に移動しようと思えば移動し得る自由であると解しています(広島高判昭51.9.21)。

2 客 体

人つまり自然人です。**意思能力**がなくても、自然的・事実的意味で**任意に行動**できる者であれば、本罪の客体となり得ます(京都地判昭45.10.12)。

3 行 為

一定の区域からの脱出を**不可能又は著しく困難**にして移動の自由を奪うことです。

罪 数

拐取罪と監禁罪の関係について、拐取の手段として監禁が行われた場合には、拐取罪と監禁罪は**觀念的競合**となり、拐取後に引き続いて監禁が行われた場合には、拐取罪と監禁罪は**併合罪**となるとされています(最決昭58.9.27)。